

## 議案第23号

### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第5条関係）

1・2 略

3 不妊治療料

区 分	金 額
略	
受精卵凍結保存	<u>1件</u> につき 42,000円
略	

4 予防接種料

区 分	金 額
公費助成に係る予防接種券（自己負担金の額が記	予防接種券に記載された自己負担金の額

別表第1（第5条関係）

1・2 略

3 不妊治療料

区 分	金 額
略	
受精卵凍結保存	<u>1年</u> につき 42,000円
略	

4 予防接種料

診療報酬の算定方法により算定した薬剤費（診療報酬の算定方法に規定されていない薬剤を使用した場合にあっては、当該薬剤の購入額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））及び手技料に100分の105を乗じて得た額に健康診断料を加算した額（公費助成に係る予防接種券を持参した場合において、当該予防接種券に自己負担金の額が記載されているときは、当該額）

載されているものに限る。) を持参する場合	
診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
その他の場合	使用する薬剤の購入価格(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額

5～7 略

8 長期入院診療料

区 分	金 額

5～7 略

8 長期入院診療料

区 分	金 額

選定療養のうち企業管理  
規程で定める長期の入院  
に係るもの

長期の入院に関し、健康保険法  
第86条第2項第1号の規定によ  
る厚生労働大臣の定め及び高齢  
者の医療の確保に関する法律第  
76条第2項第1号に規定する厚  
生労働大臣が定める基準におい  
て控除される点数に10円50銭を  
乗じて得た額に相当する額

選定療養に関し、厚生労  
働大臣が定める方法によ  
り計算した入院期間が  
180日を超えた日以後の  
入院（企業管理規程で定  
める状態等にある者の入  
院を除く。）

選定療養に関し、180日を超え  
た日以後の入院に係る厚生労働  
大臣が定める点数に100分の15  
を乗じて算出した数に10円50銭  
を乗じて得た額に相当する額

9 セカンドオピニオン外来相談料

区 分	金 額
他の医療機関の患者に対 する助言	相談時間1時間につき 10,500円

10 略  
備考 略

9 略  
備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の3の表の規定により徴収した使用料は、改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の3の表の規定により徴収したものとみなす。